

# 地域における無菌製剤処理体制の整備について

## 【施策概要】

地域連携薬局においては、無菌製剤処理が必要な患者へ適切に対応する必要あり、その対応策として地域における薬局間連携を構築する必要がある。

栃木県薬剤師会においても地域連携薬局認定を促進するため、上記患者に対する薬局間連携について、その運用方法を提示する。

尚、本フローチャート及び書類等の書式については、栃木県薬剤師会が提案する物であり、すでに運用が決定している地域において、本書式への変更は必要ないものとする。

1

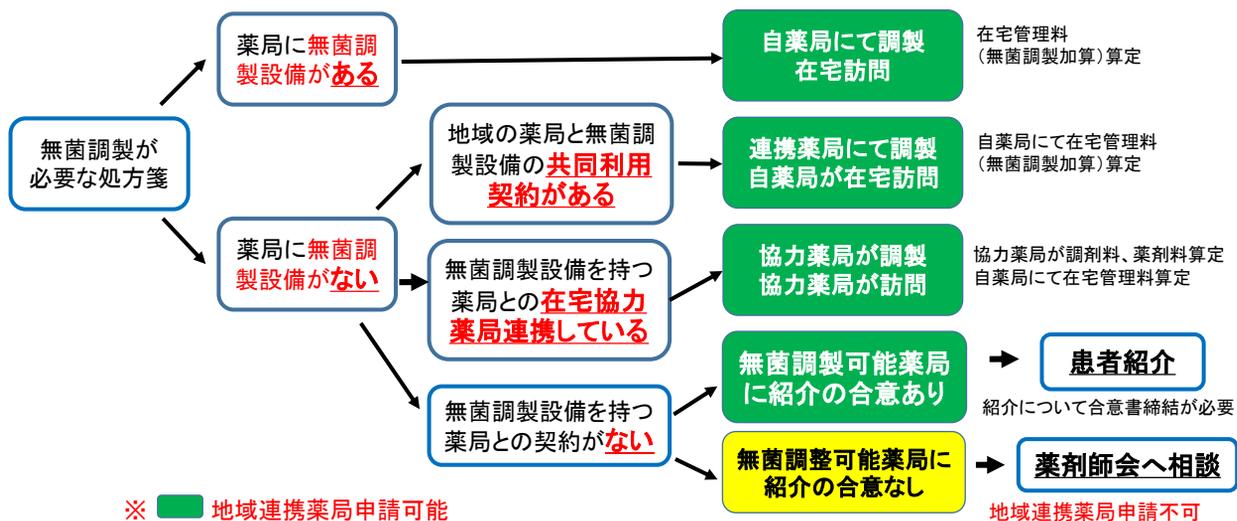
# 地域における無菌製剤処理体制の整備について

## 【注意点等】

1. 薬局に無菌調製設備がある施設は、行政への申請をしている等の確認をしてください。
2. 共同利用については、事前契約書が必要なために、契約書などは、日本薬剤師会ホームページ内を参考にしてください。
3. 在宅協力薬局連携については、双方で契約書・費用等を協議し合意の上で実施してください。
4. 無菌製剤処理を必要とする患者の紹介については、合意書・施設間情報提供書(薬局間紹介状)を栃木県薬剤師会の資料を参考にご活用ください。
  - ・事前に別紙「無菌製剤処理を必要とする患者の紹介についての合意書」を締結すること。
  - ・患者が、紹介先の薬局に処方内容等の情報を提供することに同意している。
  - ・紹介先の薬局が対応できることを確認済みである。
  - ・紹介される薬局は紹介する薬局との距離、営業時間、在庫、業務等の薬局運営上の事由により、紹介する薬局からの依頼を断ることもできる。
5. 対応困難な場合は、栃木県薬剤師会に問い合わせを検討する。

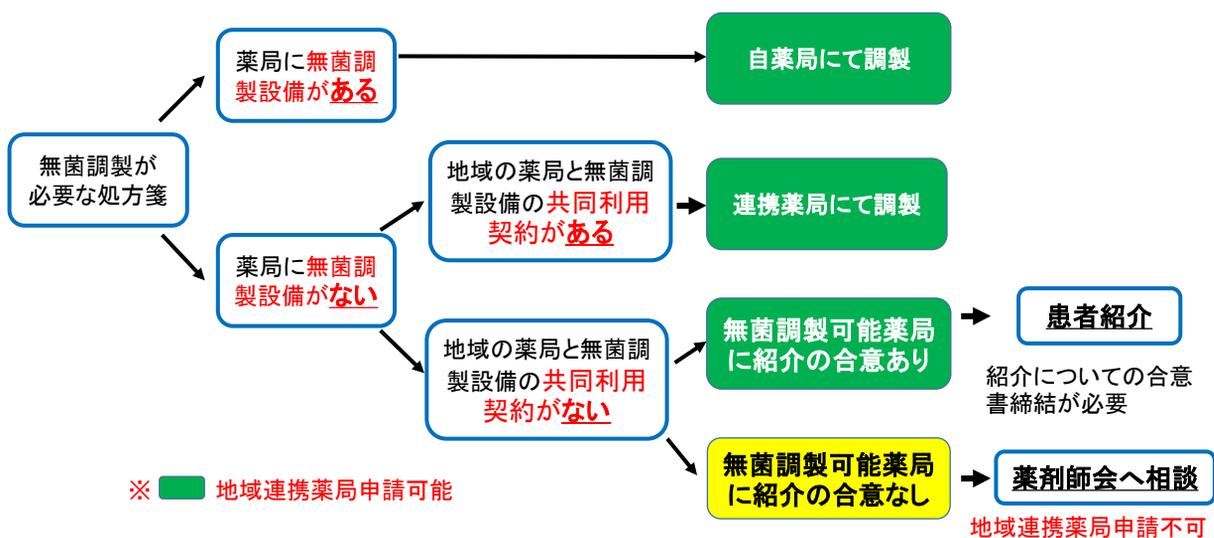
2

## 無菌製剤処理が必要な在宅患者への適切な対応 (地域における薬局間連携のフロチャート)



3

## 無菌製剤処理が必要な患者への適切な対応 (地域における薬局間連携のフロチャート)



4